

美方町・村岡町・香住町

合併協議会だより

第5号

平成16年5月発行



新町の議会の議員の定数は20!
美方3、村岡6、香住11!
小委員会で確認!!

第7回合併協議会が4月28日、美方町総合センターで、第8回合併協議会が5月12日、村岡町老人福祉センターで、それぞれ開催されました。

その他、各小委員会が開催されています。

詳しくは、2ページ以降をご覧ください。

Contents

- 第7回合併協議会を開催 P2～3
- 第8回合併協議会を開催 P3～4
- 各小委員会の報告 P5
- 合併協議会からのお知らせ P6

第7回合併協議会を開催

4月28日、美方町総合センターで、第7回合併協議会が開催されました。提出された議題と概要は次のとおりでした。

報告が行なわれ、承認されました。

報告事項

報告第21号

第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について

↓承認

第6回及び第7回新町の事務所位置等検討小委員会について報告が行なわれ、承認されました。

(※5ページ参照)

報告第22号

第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

↓承認

第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報

協議事項

協議第29号

使用料、手数料等の取扱い

(その1) について

↓確認

住民票謄本や印鑑登録証明書などや、病院の各種診断書など、手数料について協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 3町で差異のない手数料及び矢田川流域衛生一部事務組合の手数料については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2 3町で差異のある手数料については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から、適正な料金となるよう合併時に統一を図る。

協議第30号

補助金、交付金等の取扱いについて

↓確認

補助金や交付金などの取扱いについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、合併後1年以内を目途に統一する方向で調整する。

2 独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。

3 整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

協議第31号

地方税の取扱い(その2)について

↓確認

国民健康保険税の取扱いについて協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】
1 地方税の税率等の取扱いについて

(1) 国民健康保険税について(医療分)

① 賦課金方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

② 賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。

③ 保険税率は、新町における医療費に見合う税率を定める。ただし、急激な負担増加としないため、平成19年度までは不均一課税を実施する。

④ 賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(介護分)

① 賦課方式は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

② 賦課割合は、標準割合を基本に、低所得者に配慮して、新町の運営協議会において検討する。

③ 保険税率は、新町における介護納付金に見合う税率を定め、平成17年度から統一する。

④ 賦課限度額は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2 納期について
(1) 国民健康保険税については、村岡町の例による。

協議第32号

国民健康保険事業の取扱い

↓確認

出産一時金や葬祭費などの取扱いについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 出産一時金については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2 葬祭費については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

3 出産育児一時金貸付金については、香住町の例により、兵庫県国保連合会に委託して実施する。

協議第33号

介護保険事業の取扱いについて

↓確認

介護保険制度を円滑に進めるための介護保険事業計画など、介護保険事業の取扱いについて、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 介護保険事業計画については、合併当初においては旧町の集合をもって新町の計画とし、平成17年に新町としての次期運営期間における介護保険事業計画を策定する。

2 介護保険料独自減免事業については、減免内容は村岡町の例により合併時に統一し、基準については合併時までに調整する。

3 美方町が実施している保険料市町村間格差解消事業については、第2期介護保険事業計画運営期間中であり、現在の計画の最終年度である平成17年度まで継続して実施する。

4 社会福祉法人等による利

用者負担額減免措置事業については、美方町、村岡町の例により統一する。

5 保険料の納期については香住町の例により統一し、保険料については、平成20年度まで不均一賦課とする。

協議第11号（継続）

新町の名称について

↓継続

新町の名称について、第1次選定が行なわれ、全応募作品(300作品)の中から10作品が選ばれました。選定方法は、全応募作品の中から各委員が3作品以内を投票し、集計の上、上位10作品が選ばれました。10作品は次のとおりとなりました。

【新町名称第一次選定作品10】

(50音順)

- 香 住 町 (かすみ)
- かに力二町 (かにかに)
- 香 美 町 (かみ)
- 美 香 町 (みか)
- 美 方 町 (みかた)
- 美 香 村 町 (みかむら)
- 美 郷 町 (みさと)
- 村 岡 町 (むらおか)
- 村 香 美 町 (むらかみ)
- 矢 田 川 町 (やだがわ)

第8回合併協議会を開催

5月12日、村岡町老人福祉センターで、第8回合併協議会が開催されました。提出された議題と概要は次のとおりでした。

報告事項

報告第23号

第5回新町まちづくり計画検討小委員会について

↓承認

第5回新町まちづくり検討小委員会の内容及び結果について報告が行なわれ、承認されました。

(※5ページ参照)

協議事項

協議第34号

使用料、手数料等の取扱い(その2)について

↓確認

各公共施設等の使用料について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 施設使用料について

(1)住民の日常生活に欠くことのできない上下水道施設は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則及び健全な財政運営の観点から、適正な料金について、合併後、可能な限り早期に統一する方向で調整する。

(2)住民が等しく利用できる教育、コミュニティ、保健福祉施設等は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則から、合併後統一する。

(3)上記以外の施設については、原則として現行のとおり新町へ引き継ぐものとするが、新町において適正な料金のあり

方等を検討する。

2 幼稚園授業料(保育料)について

合併時に調整し、統一する。

3 住宅使用料について

現行のとおり新町へ引き継ぐ。(公営住宅法等にもとづく)

協議第35号

総務関係事務事業の取扱い(その1)について

↓確認

総務課で主に扱っている事務事業(行政区に関することや自治会活動補助金など)について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 行政区に関する事

行政区については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。ただし、同一の行政区名については、合併時までに新町の名称、字名の取扱いと合わせて調整する。

2 自治会活動補助金等に関する事

区長協議会等への補助金は、合併時に統一する方向で調整する。区への交付金等の制度

は合併後に再編する。
3 区会館建設等に係る補助金に関する事

区会館建設等に係る補助金の補助率、要件等は合併後に再編する。

4 地縁団体に関する事
地縁団体については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

5 情報公開制度に関する事
情報公開制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、手数料については、美方町、村岡町の例により無料とし、複製費などの実費は徴収する。

6 個人情報保護制度に関する事
個人情報保護制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。

7 指定金融機関等の指定に関する事
指定金融機関等の指定については、合併時に再編する。

協議第36号

企画関係事務事業の取扱い

(MS-1) 13012

↓確認

企画課で主に扱っている事務事業（広報紙や広聴、交通対策など）について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

【確認内容】

1 広報・広聴に関する事
① 広報紙は月一回発行し、全戸配布する。

② 広報紙の名称は合併時に新町名を参考に決定する。

(2) 広聴については、村岡町及び香住町で行っている取り組みをもとに合併後に再編する。

(3) 行政放送については、既存の設備を利用して現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2 地域情報化対策に関する事
① ホームページについては、新町発足時に立ち上げる。

(2) 地域情報化計画については、合併後の住民生活の利便性向上、難視聴地域解消、情報格差の是正、行財政運営の効率化を図るため、合併後に速やかに策定する。

3 交通対策に関する事
(1) 美方町域及び香住町域の自主運行バスの既存路線については、現行のとおり新町へ引

き継ぐ。村岡町域については現行の福祉タクシー制度を含めて合併後に検討する。

(2) 村岡町地方バス路線維持対策事業（町単）及び香住町地方バス維持確保対策事業（町単）については、補助制度を現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(3) 鉄道・空港利用促進事業について
① 3町での取り組みをもとに新町においてもJRの利用促進を図る。

② 但馬空港利用に係る助成内容と利用促進事業については、合併時に再編する。

4 若者定住対策に関する事
若者定住対策については、若者定住奨励金制度と空き家情報提供の現行制度を見直し、合併後に再編する。



協議第37号
学校教育関係事務事業の取扱い（その1）について
↓確認

就学区域、通学支援など学校教育関係の事務事業について、協議が行なわれ、次のように確認されました。

協議第11号（継続）
新町の名称について
↓継続

【確認内容】
1 就学区域に関する事
(1) 就学区域については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

2 通学支援に関する事
(1) スクールバスの運行業務については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。

(2) 通学、通園に係る補助・助成については、新町において調整する。

3 学校給食に関する事
(1) 学校給食共同調理所等の施設運営については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。
(2) 給食費については、合併後に統一する方向で調整する。

(注1)
「議会の議員の在任に関する特例」とは
市町村の合併に関する特例法第7条では「市町村の合併に際し、合併をする市町村の議員は、合併関係市町村の協議により、2年以内に限り、引き続き新市町村の議員として在任できる。」という規定があります。
つまり、合併した場合、現在のすべての議員は、合併による失職をせず、2年以内の範囲に限り、引き続き新市町村の議員として在任することができるという制度です。
この制度を「在任特例」と言います。

小委員会報告

第7回新町の事務所の位置等検討小委員会を開催

4月26日、香住町文化会館において、第7回新町の事務所の位置等検討小委員会が開催されました。

前回に引き続き庁舎の位置について協議されました。

前回の小委員会で本庁舎について意思表示のあった村岡町、香住町からそれぞれ本庁舎の収容能力や規模、整備費用と財源等の考え方について資料にもとづき説明がなされました。

村岡町からは、現役場庁舎と町民センターの使用による本庁舎の整備案、香住町からは、現役場庁舎の移転に伴う新庁舎の整備案並びに新庁舎完成までの現役場庁舎等の利用案が提示されました。

これらに対して、委員から次のような意見が述べられました。

① 本庁舎として村岡町の現役場庁舎と合わせて町民センターを使用することによって住民の文化・スポーツ活動へ

の影響はないか、代替施設の整備が必要な場合は、その財源等の見通しをどうするのかなど検討の必要がある。

② 本庁舎機能を分散することにより、庁舎整備費の軽減を図るように検討が必要である。

③ 新町において投資的事業がどの程度まで可能なのか、財政計画を早期に示し、庁舎整備の他、均衡ある地域振興施策を展開するための財源の裏付けを検討する必要がある。

これらの意見を踏まえ、次の小委員会において新町の財政計画の概要等を勘案しながら、継続して協議することになりました。



▲第7回新町の事務所の位置等検討小委員会の様子

第5回新町まちづくり計画検討小委員会を開催

5月7日、村岡町老人福祉センターにおいて、第5回新町まちづくり計画検討小委員会が開催されました。

前回に引き続き、新町まちづくりの基本方針、施策について協議されました。

新町まちづくりの基本方針のうち、「新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化」について継続協議となっていました。また、「地域内連携交流軸」に主要地方道村岡美方線を追加することで確認されました。

地域振興拠点については、美方地域を「健康・福祉と都市交流を推進する地域振興拠点」、村岡地域を「教育文化・保健医療と農林業地域振興拠点」、香住地域を「賑わいと海の恵みを活かした地域振興拠点」とすることで確認されました。

新町のまちづくり施策については、「産業振興と雇用確保」「都市基盤の整備・充実」「生活環境の整備・充実」「自然環境の保全・活用」「行政基盤の強化」の5項目について協議がなされた結果、次回

までに事務局で整理し、継続して協議していくことになりました。

第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を開催

5月14日、村岡町民センターにおいて、第6回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会が開催されました。

前回に引き続き、議会の任期等の取扱いについて協議され、次のように確認されました。

- (1) 議会の議員の取扱いについては、在任特例（注1）を適用しない、合併後50日以内に設置選挙を行なう。
- (2) 新町の議会の議員の定数については、20人とする。
- (3) 選挙区については、合併後一期に限り、旧町の区域ごとに選挙区を設ける。
- (4) 各選挙区の定数については、各町に1人ずつを割り当て、残り17人を人口比例で按分し、美方町の区域3人、村岡町の区域6人、香住町の区域11人とする。（図1参照）

● 新町での選挙区ごとの議員定数

(図1)

町名 (選挙区)	人口 (H12年度国勢調査)	各選挙区 の共通 の割り 当て	新町の定数20人から 左の割り当てを引いた 17人の人口比例按分	調整後の議員定数	現在の議員定数
美 方 町	2,640人	1人	2人 (1.92)	3人	12人
村 岡 町	6,633人	1人	5人 (4.84)	6人	16人
香 住 町	13,998人	1人	10人 (10.22)	11人	16人
計	23,271人	3人	17人	20人	44人

一 合併協定項目の協議状況

平成16年5月12日現在

合併協定項目		協議	確認
基本項目	1 合併の方式	●	●
	2 合併の期日	●	●
	3 新町の名称	●	
	4 新町の事務所の位置	●	
	5 財産の取扱い	●	一部
合併特例法 規定項目	6 新町まちづくり計画	●	
	7 地域審議会の取扱い		
	8 議会の議員の定数及び任期の取扱い	●	
	9 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	●	
	10 一般職の職員の身分の取扱い	●	●
	11 一部事務組合等の取扱い	●	一部
	12 地方税の取扱い	●	●
その他の 協議項目	13 特別職の身分の取扱い	●	●
	14 条例、規則等の取扱い	●	●
	15 事務組織及び機構の取扱い		
	16 使用料、手数料等の取扱い	●	●
	17 公共的団体等の取扱い	●	●
	18 補助金、交付金等の取扱い	●	●
	19 字名の取扱い		
	20 慣行の取扱い	●	●
	21 国民健康保険事業の取扱い	●	●
	22 介護保険事業の取扱い	●	●
	23 消防団の取扱い	●	●
	24 各種事務事業の取扱い		
	① 議会関係事務事業の取扱い		
	② 総務関係事務事業の取扱い	●	一部
	③ 企画関係事務事業の取扱い	●	一部
	④ 税務関係事務事業の取扱い		
	⑤ 住民関係事務事業の取扱い		
	⑥ 環境関係事務事業の取扱い		
	⑦ 保健医療関係事務事業の取扱い		
	⑧ 福祉関係事務事業の取扱い		
	⑨ 農林水産関係事務事業の取扱い		
	⑩ 商工観光関係事務事業の取扱い		
	⑪ 建設関係事務事業の取扱い		
	⑫ 水道・下水道関係事務事業の取扱い		
⑬ 学校教育関係事務事業の取扱い	●	一部	
⑭ 社会教育関係事務事業の取扱い			
⑮ 電算システム関係事業の取扱い	●	●	
⑯ その他協議が必要な事業の取扱い			

【発行】 美方町・村岡町・香住町合併協議会
 【住所】 〒667-1368
 兵庫県美方郡村岡町入江711番地の2 (村岡町射添会館内)
 電話 (0796)99-5050
 F A X (0796)95-0221
 E-mail mmk3t-gappei@fine.ocn.ne.jp
 URL http://www.mmk3t-gappei.com/

合併協議会は傍聴できます

合併協議会は原則公開のため傍聴できます。傍聴を希望される方は協議会の開催時間の15分前までに会場にお出でいただき受付を済ませてください。傍聴証をお渡しします。

〔傍聴の注意事項〕

会議や周囲の人に迷惑をかけるなどの行為がある場合は、傍聴できません。

また、カメラや録音器などの持込みは制限されています。

なお、携帯電話については電源を切っていただくか、マナーモードにするなど会議の進行に支障のないようご協力ください。

合併協議会等のご案内

○第8回新町の事務所的位置等検討小委員会

日 時 平成16年6月12日(土)

午後1時30分～

場 所 美方町総合センター

○第6回新町まちづくり計画検討小委員会

日 時 平成16年6月16日(水)

午後1時30分～

場 所 香住町文化会館

○第10回合併協議会

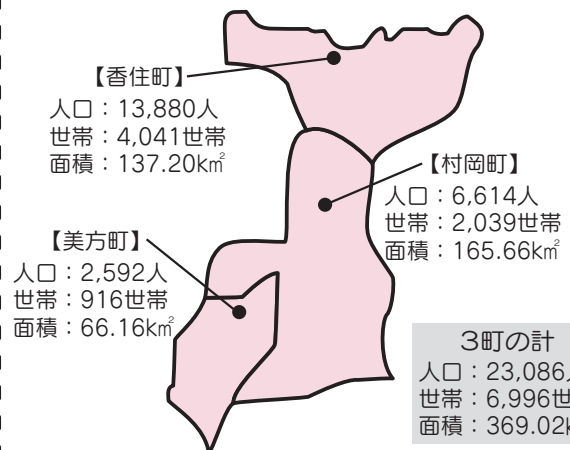
日 時 平成16年6月30日(水)

午後1時30分～

場 所 美方町総合センター

※都合により変更になることがあります。

3町の人口・世帯・面積等



※平成16年5月1日現在